

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 28 年 2 月 29 日 東相シ第 15-00122 号）</u> <u>この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。</u></p>

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
(略)		(略)
通 信 中 着 信 機 能 [キャッ ホ、キャッ ホⅡ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類3、分類4、分類5、分類6、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
自動着信転送機能 [転送でんわ]		1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
(略)		(略)

(略)

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
(略)		(略)
通 信 中 着 信 機 能 [キャッ ホ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類3、分類4、分類5、分類6、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
自動着信転送機能 [転送でんわ]		1. 分類3、分類4、分類7、発信種別1、発信種別2 (国際網への発信時を除く) 及び発信種別4の接続番号への第2呼発信(転送)を利用可能とする。
(略)		(略)

(略)